

議員提出議案第28号

生活保護の適正化を有効に進めるための意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

平成30年12月12日

大阪市会議長 角谷庄一様

提出者

大内啓治	辻淳子	山下昌彦	ホンダリエ
大橋一隆	竹下隆	守島正	丹野壮治
藤田あきら	高見亮	木下誠	田辺信広
徳田勝	杉山幹人	東貴之	広田和美
井戸正利	片山一步	出雲輝英	杉村幸太郎
伊藤良夏	市位謙太	飯田哲史	上田智隆
不破忠幸	奥野康俊	金子恵美	佐々木りえ
藤岡寛和	宮脇希	岡田妥知	高山美佳

(別紙)

平成30年12月 日

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣
厚生労働大臣

各あて

大阪市会議長 角谷庄一

生活保護の適正化を有効に進めるための意見書

我が国の生活保護費は増加の一途をたどり、平成27年度で3.8兆円、そのうち約半分の1.8兆円が医療扶助となっている。国からは指定医療機関制度の見直し、後発医薬品（ジェネリック）の使用促進、頻回受診の適正化、健康管理の支援などの適正化方針が示されているが、地方がこれらに精力的に取り組んでも受診時の自己負担等がない状況下では十分な効果を上げることができない現状がある。国民健康保険や後期高齢者医療の高齢者には入通院医療で自己負担が次々と増していく一方、生活保護受給者だけがすべて無料という現状には不公平感も強い。住宅扶助については平成27年度に民間住宅の家賃実態にみあった上限額に見直し、狭隘住宅についてはさらに上限額を低くするなどの改正をしているが、医療扶助についてはほとんど見直しがされていない。

よって国におかれては、生活保護の医療扶助について、さらなる適正化を進めるため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 外来受診において1回あたり定額の負担を求めることを検討すること。
2. 後発医薬品の使用がさらに促進されるよう、現行の対策に加えて、より有効な対策を検討すること。
3. 現在、原則入院期間が1カ月以上見込まれる場合となっている入院時の生活扶助の支給額変更を、入院期間が1日の場合からとするよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。